

総務文教常任委員会審査概要報告書

委員長 中川 加津代

- I 開催年月日 平成 30 年 12 月 18 日（火）
II 会議時間 午前10時00分～午後零時14分
《休憩》
午後零時30分～午後零時56分
III 出席委員等 〔出席委員〕◎中川加津代 ○林 貴文 角田 悠紀
坂林 永喜 金森 一郎 金平 直巳
樋詰 和子 水口 清志 大井 正樹
（◎…委員長 ○…副委員長）
〔議長〕 狩野 安郎
〔副議長〕 ※坂林 永喜副議長は委員として出席
〔説明員〕 別紙名簿のとおり（上森秘書課長は公務のため欠席）
〔委員外議員〕 高瀬 充子 瀬川 侑希 高岡 宏和
福井 直樹
〔事務局職員〕 安東 浩志 松本 武司 柚原 規泰
吉田 昇平
〔傍聴者〕 2 名

IV 審査の概要

1 付託議案について

- 議案第 111 号 平成 30 年度高岡市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会所管分
議案第 121 号 高岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
議案第 122 号 高岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
「高岡市職員の給与に関する条例の一部改正」
「高岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」
「高岡市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正」
「高岡市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正」
議案第 123 号 高岡市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
議案第 131 号 指定管理者の指定について
（高岡市福岡歴史民俗資料館雅楽資料展示分室）
及び
議案第 132 号 字の区域の新設について

以上、予算議案 1 件、条例議案 3 件及びその他議案 2 件の計 6 件については、審査の結果、議案第 123 号は賛成多数で、残りの議案第 111 号のうち本委員会所管分、議案第 121 号、議案第 122 号、議案第 131 号及び議案第 132 号の計 5 件は全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑等は次のとおり。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

【議案第 111 号のうち、個人市民税について】

- 個人市民税による歳入が増額補正されているが、補正に至った背景は。
- △ 増額補正の主な要因は、株式等の譲渡所得分である。税務署で調査案件となり保留になっていた案件が確定したため、それに伴い増額となった。

【議案第 111 号のうち、借換債について】

- 借換債については、10 数本であったと記憶しているが、具体的な金額、借り入れの時期、利率及び償還期間は。
- △ 借換債について、5 年物の金利は 1.55～2.1%、10 年物の金利は 1.77～2.05%、15 年物の金利は 2.1%である。その他、銀行名等の詳細については、入札条件等に影響するため割愛する。最も大きい銀行で約 22 億円、最も小さい銀行で約 2 億 3,700 万円の借り換えである。全て平成 20 年度債として借り入れたものであり、3 月 31 日もしくは出納整理期間中の 5 月 21 日に借り入れたものである。
- 10 年が経過した平成 20 年度債 10 数本をまとめて借り換えるとのことだが、もっと計画的に借り換えを行うべきではなかったか。まとめて実施しなければ、もっと計画的に利払いの節減が実現できたと考える。例えば、10 年物であれば、5 年前に借り換えができたのではないか。今回、まとめて実施する最大の理由は、公債費を圧縮することであると受け止めているが、もっと時期を分散しての借り換えはできなかったのか。
- △ 今回、見直しの対象としている平成 20 年度発行の銀行等引受債は、借り入れから 10 年後に、期間延長も含めて利率を見直すことを条件としており、各金融機関と交渉している状況である。
- 計画性という視点では、問題はなかったのか。
- △ 当初から借り換えを予定していたものについては、比較的スムーズに利率の見直しができるが、相手方のある話である。また、余程金利の高いものについては、これまでも見直しを実施してきたところだが、現在の金利が一定程度低い状況になっているため、今後は、従前から約束していた利率見直しのタイミングで、借り換えを行っていきたい。
- 直近の市債に係る最低利率の実績は。また、今回の借り換えによって、期待される利払いの節減額は。
- △ 10 年物の銀行等引受債の利率については、約 0.4～0.5%で推移している。政府資

金はさらに低い。償還期間が当初よりも延びる部分もあるためトータルを想定したものとなるが、今回の借換債に伴う利払いの軽減効果は、約 2 億円と試算している。

【議案第 111 号のうち、ふるさと応援基金積立金について】

- ふるさと応援基金積立金の増額に関連して、ふるさと納税を募集するポータルサイトでは、自治体からサイトを運営する業者へ支払う手数料が高額であるとの報道があったが、本市では、どのように対応しているのか。
- △ 本市は現在、ふるさと納税の各ポータルサイトの業務委託に係る手数料は支出しておらず、職員の手作業で返礼品の発送手続き等に当たっており、ホームページへの掲載や首都圏への新聞折り込みに係る広告料について予算執行している状況である。今般の補正予算は、今後のふるさと納税の伸びを見込んだものであるが、伸びの状況次第では、現在、職員による返礼品発送等の作業量にも限界を来すことが想定される。そうなった場合は、ふるさと納税ポータルサイトの活用についても、検討しなければならないと考えている。今後は、ポータルサイトの手数料の多寡と、事務処理量の増加に伴う人件費のバランスとを比較考量しながら、最終的な方向性を見出していきたい。
- 実際、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」において、手数料を掛けずに掲載していると聞いている。活発に寄附金を募るには、多少の経費は掛かっても仕方ないと思う反面、過度な手数料を払うことは適切ではないと考える部分もあるかと推察するが、バランスを取りながら取り組んでもらいたい。（要望）
- 返礼品の選定及び見直し方法は。また、業者から返礼品を仕入れる際、仕入金額を決定するプロセスは。
- △ 平成 30 年 10 月から、返礼品を 86 品目から 159 品目に拡充し、比較的種類の少なかった食の分野や、より本市に親しんでもらうための体験型プログラム等を追加した。地場産品の返礼品の選定については、公益財団法人高岡地域地場産業センターや高岡商工会議所などの委託業者を定めている。見直しに当たっては、本市から委託業者に対し、例えば、ある分野について拡充したいといった趣旨を伝え、それに沿うような商品提案をしてもらい、その中で、認めたものを返礼品と位置付けて、委託業者に対応に当たってもらうというプロセスを辿っている。見直しの時期については、年末押し迫る前に拡充していくのが他市の通例であり、本市においても、その例に倣って 10 月に見直しを実施してきた。ただ、魅力的な返礼品候補が見付かった場合には、時期を特定することなく柔軟に、4 月などの季節の変わり目での返礼品の見直しについても、今後対応していきたい。
- 業者から返礼品を仕入れる場合、仕入価格は一般の店頭価格と差異はあるのか。
- △ 委託業者が、製造業者や取扱業者からどのような価格で仕入れをされているかは不明だが、委託業者から返礼品として発送する段階での価格については、総務省が規定する寄附額の 3 割以内となるよう価格を設定している。
- 本市は、返礼品の価格設定には関与していないのか。
- △ 本市から委託業者へのオーダーとしては、返礼率 3 割以内という総務省の通達に則って対応してほしいとだけ申し伝えている。中には、返礼率が 2 割や 1 割 5 分程

度の価格の返礼品もあるが、3割以内という基準の範囲で、委託業者に対応していただいている。

【議案第 111 号のうち、伏木コミュニティセンター管理運営事業費に関連した解体事業全般について】

- 伏木福社会館解体工事に係る近隣家屋の家屋調査等の費用を増額補正している件について、調査対象の軒数が増えたとの説明もあったが、この金額には、近隣への補償費は含まれているのか。
- △ 市全体の解体事業全般の視点でお答えする。伏木福社会館（旧伏木支所）の解体経費自体は、平成 30 年度当初予算で賄える。しかし、解体を進めるに当たり、近隣の家屋に影響が出ることが懸念されたため、周辺の家屋調査等に係る経費を増額したものである。

【議案第 111 号のうち、県議会議員選挙費について】

- 平成 31 年 4 月 7 日が投票日である県議会議員選挙費では、30 年度分として見込まれる経費が計上されているが、この中に、期日前投票に係る経費は含まれているのか。
- △ 富山県議会議員選挙の選挙期日は、国から通知があり、31 年 4 月 7 日に決定したと承知している。告示日は 3 月 29 日を想定しており、翌日の 3 月 30 日から、期日前投票の開始を予定している。今般の補正予算 1,756 万 8 千円には、期日前投票の投票管理者及び立会人の報酬、事務従事者の超過勤務手当及び非常勤職員の賃金等が含まれている。それ以外では、投票所の入場券や選挙人名簿の印刷費、投票所入場券の発送に係る郵送料、万葉線の電停や車内における広告料、選挙公報の新聞折込み手数料、ポスター掲示場や期日前投票所の設置に係る業務委託費などが含まれている。
- 以前の選挙では、イオンモール高岡に期日前投票所を設けた実績があるが、今回の県議会議員選挙においても、同様の対応を想定しているのか。
- △ 今回の選挙日程では、4 月 7 日の投票期日から遡り、前 8 日間が期日前投票の期間となる。イオンモール等の商業施設で期日前投票所を開設する場合、投票率上昇等の効果を期待するものであるが、告示日である 3 月 29 日の直後の土日での期日前投票所開設となるため、大きな効果は期待できないことから、現在のところはイオンモール高岡での開設は難しいと考えており、従来の 4 カ所での開設を予定している。
- 近年の様々な地方選挙では、期日前投票の比率が非常に高くなっている。また、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことから、今後は若い世代の投票率を伸ばしていかなければならない。今般の補正予算には、イオンモール高岡での期日前投票所の開設費用は含まれていないとのことだが、ぜひ検討してもらいたい。改めて見解は。
- △ 過去の国政選挙等ではイオンモール高岡に期日前投票所を開設した実績はあるが、今回のように選挙期間が短い場合、効果的な取り組みとして実施することは難しい。

また、県議会議員選挙は、県からの委託金によって選挙事務等に係る費用を賄っており、市費の持ち出しはない。今回、要望があったことは県に伝え、増額できるか協議したい。

- 県議会議員選挙については承知した。平成 31 年度における国政選挙の際には、イオンモール高岡での期日前投票所の開設について、ぜひお願いしたい。(要望)

【議案第 111 号のうち、小学校費及び中学校費における空調設備整備事業費について】

- 中学校の普通教室へのエアコン設置について、設計完了時期、発注時期、着工時期及び市内全中学校への設置完了時期は。また、小学校の普通教室へのエアコン設置については、約 6,000 万円の費用で設計委託することだが、設計完了時期、発注時期、着工時期は。併せて、エアコン設置に当たり、想定される維持管理費及び電気代は。
 - △ 中学校の普通教室へのエアコンについては、2019 年夏の設置完了に向けて準備を進めている。小学校についても、中学校での準備を至急完了させた後、順次進める。まずは、中学校を最優先として、設計に向けての準備を進めている。電気代については、平成 30 年秋、市長から国へ支援を要望しており、国の動きも注視していきたい。電気、ガス等の方式については、現在、個別に検討を進めているところであり、費用を積算した段階で、改めて報告したい。
- 中学校については、庁内で設計業務が進んでいると聞いているが、設計業務の完了時期や、設計完了後の入札、発注、着工のスケジュールは答えられないのか。また、小学校については、提出議案が議決されれば設計業務に係る委託契約に移行するが、契約後のスケジュールは、現時点では全く決まっていないということか。
 - △ 現時点では、明確には答えられない。現在、作業を進めており、固まり次第、報告したい。
- 平成 30 年 12 月定例会開会前の時点で、担当課から説明を受けた際、中学校については、設計が始まっていると聞いているが、設計業務の進捗は。
 - △ まず方式を固め、現在、設計に入っている。設計は、庁内の関係課に依頼して精一杯進めているところである。
- 設計業務についての具体的な進捗状況は。
 - △ 進め方としては、一つずつ進めていく方法もあるが、設計担当課の進め方をお願いしており、現在、トータルとして報告できる状況にはない。2019 年夏に間に合うように進めている。
- 中学校については、公式の場で発表されたとおり、2019 年夏に間に合うように努力していることは評価している。一方で、心配なのは小学校の方である。小学生は中学生より体力が弱いため、気に掛かるという市民や現場の声を聞いている。中学校へのエアコンの設置工事の進行中に、同時並行で小学校への一部設置を開始することは想定していないのか。
 - △ 中学校については、これまでも、外部より、まずは教育委員会の内部で様々な調査を行いながら進めている。小学校についても、可能な限り早く取り組めるよう順次進めていくが、中学校と同様、内部でできることは精一杯行う中で、間に合わない

い部分は外部への委託も選択しながら進めていく。まずは中学校を最優先で終わらせることに全力を集中しており、それが終わり次第、小学校にも取り掛かっていきたい。

- 小・中学校を同時並行で進めることはなく、中学校へのエアコン設置が全て完了した後、小学校に取り掛かるということか。
- △ 最優先として、まずは中学校への設置を終えたい。
- エアコンに係る電気代について、国会では、「相当額が掛かるため、地方交付税で対応する。」との答弁がなされていることから、国からの支援が相当見込めると捉えている。教育委員会では、こうした状況を把握しているのか。
- △ 市長が文部科学省を訪問した際、ランニングコストへの支援についても要望している。それに対する国の答えが、議員から紹介のあった内容であると承知している。国の支援も見込みながら、適正な運営をしていきたい。
- 中学校に設置するエアコンについて、電気やガス等の方式はどのように検討しているのか。
- △ エアコンの方式の選択については、現在、各学校の校舎建築や電気設備、都市ガスが利用可能かなどを含めて、細かく積算しているところである。結果をお示しできる段階になれば、早急にお知らせしたい。
- 各学校へのエアコン設置については、1校当たりの設計に約1.5カ月を要すると聞いている。全国でエアコン等の必要機材の取り合いが始まることが予想されており、しっかりした工程を持たなければならない。完了時期の目標は持っているのか。
- △ まず、中学校への設置を最優先として、2019年夏の設置完了から逆算した工程で、現在、鋭意準備を進めている。一定の目標は定めており、補正予算議案を議決いただければ、着実に進めていきたい。
- 今後、各学校へのエアコン設置のスケジュールを固めていく中で、設置時期に差が出た場合、不公平感が出てくる可能性があると考えるが、見解は。
- △ 中学校については、2019年夏までに全12校への設置完了を目標にしており、学校間での不公平感が出ないように努めたい。
- 中学校へのエアコン設置を最優先に進めることは重々承知しているが、小学校と同時に進められない理由はあるのか。
- △ これまで実施した各学校の室温調査等を踏まえ、多数の意見・要望を頂戴しながら進めており、平成30年夏には、緊急対応として特別教室にエアコンを設置した。また、30年9月には、市長から中学校の普通教室へのエアコン設置について表明があり、限られた予算の中で、国の動向も注視しながら、中学校を最優先として取り組んできた。庁内の各担当部局の協力も得ながら現在に至っており、仮に外部の業者に調査等を委託していたならば、現在のスケジュールでは準備できなかったと認識している。まずは中学校について、内部の職員を総動員して準備を進め、それを固めたうえで、次の段階として、小学校の準備について、庁内で対応可能かどうか検討しながら、可能な限り早期に進めていくこととしている。
- 中学校へのエアコン設置については、2019年夏に間に合うスケジュールの下で準備を進めているとのことだが、現在、既に遅れているのか、このまま進めていけば

スケジュールは守れる見込みなのか。

- △ 中学校の普通教室へのエアコン導入について、方向性が固まったのが平成 30 年 9 月であった。その時点では他市から遅れをとっていたが、この間、精一杯準備を進め、全職員の力を総動員して取り組んだところであり、現在は、他市よりも一歩リードしているものと考えている。
- 小学校への対応が中学校への対応完了後となれば、2019 年夏までの設置は間に合わない可能性も考えられる。仮にそうなった場合、小学生は過酷な環境下で学習させるのではなく、子どもたちの生命の危険にも関わる問題であるため、特別教室をローテーションで使用することや水分の補給を徹底させることなど、教育委員会主導で適切に対応すべきと考えるが、見解は。
- △ 精一杯努力したい。ただ、全国で学校へのエアコン設置への動きが始まっており、機材の調達や作業員の確保等に課題がある。まず、中学校の 2019 年夏までの設置に目途をつけることを最優先として進め、そのうえで、小学校について取り組んでいきたい。この場で、中学校と同様、小学校も 2019 年夏までに完了することは、現状では申し上げられる状況にはない。軽々に可能かどうかを断言すれば混乱を招く恐れもあるため、まずは、中学校への 2019 年夏までの設置を最優先して取り組むこととしてご理解願いたい。
- 他市より一歩リードしているとの答弁もあったが、一歩と言わず、さらに二歩、三歩とリードしながら進めていくことを要望する。(要望)
- 市内の学校で、最も新しい校舎は志貴野中学校であると認識している。同校は、将来的なエアコン導入を想定した設計となっているため、設置工事は比較的簡便であり、電気による方式となることが既に決まっていると仄聞しているが、実際はどうか。
- △ 志貴野中学校は、建設の段階で一定の管工事を済ませている。ただ、エアコンの設置にはさらに付加工事が必要であり、直ちに設置可能というわけではない。いくつかの工事を加えた後、空調設備工事に着手することになる。なお、志貴野中学校については、校舎建設に係る設計段階で、既に電気による EHP 方式が選択されていることから、そのまま同方式を採用する。それ以外の学校の空調の方式については、教育総務課で調査した結果を精査し、検討しているところである。
- 志貴野中学校の他に、将来的にエアコンを設置することを前提として設計・建築された学校はあるのか。
- △ 志貴野中学校以外に、エアコン設置を前提として設計に反映した学校はない。
- 各学校へ設置するエアコンについて、電気やガスなどの方式を選定する基準は。
- △ ランニングコストやイニシャルコスト、耐用年数を含め、総合的に判断したい。また、現在、都市ガスが一定範囲で普及しているため、その活用も図るべきと考えている。また、学校は、災害時等に備えた防災機能も持っていることから、各学校の状況に応じて、プロパンガス、都市ガス、電気など多様な方式を検討し、総合的な判断で方式を決定することが基本と考えている。
- 防災面では、災害発生時、電気機器の復旧は、比較的早いとの事例があった。このことを踏まえ、どのように考えるか。また、現在、一部の小・中学校では、暖房

機器の故障も見られると聞いているが、そのことは加味されるのか。

- △ 災害時の復旧及び対応等については、各業者から聞き取りを行い、関係者に示したうえで、電気、ガス等の方式について判断することとしている。また、暖房機器との関連については、例えば福岡中学校は暖房機器が老朽化しており、そうした状況も加味しながら判断したい。
- 国の補正予算を活用し、全国の学校施設が一斉にエアコン設置を進めることになるため、機材の調達や請負業者等の不足が懸念されると同時に、価格の高騰も心配される。また、各学校への設置の順番等について、子どもや保護者が不公平感を感じないように、最大限配慮しながら進めてもらいたい。(要望)
- 市内の全小・中学校の普通教室にエアコンを設置するための空調設備整備事業費が計上されていることは、大いに結構である。1日も早く、取り組んでもらうよう要望するものであるが、これに対する思いは。
- △ 精一杯取り組みたいと考えている。

【議案第 111 号のうち、特別支援学校費における学校施設営繕費について】

- 特別支援学校には、現在、エアコンは設置されているのか。
- △ こまどり支援学校の普通教室には、既にエアコンは設置されている。特別支援学校の学校施設営繕費 318 万 1 千円の内容は、多目的スペースへのエアコン整備に係る費用である。
- 予算書の表記について、小中学校では「空調設備整備事業費」としているが、特別支援学校では「学校施設営繕費」としている。どちらもエアコン設置に係る補正予算と認識しているが、表記が異なる理由は。
- △ 小学校費及び中学校費では、エアコンの設置費用について「事業費」として特に切り出した形で記載しているが、特別支援学校費では、318 万 1 千円という額であることから、「学校施設営繕費」という大きな事業に含んだ形で予算補正を行ったため、このような表記になっているとご理解いただきたい。

【議案第 111 号のうち、学校給食運営管理費について】

- 学校給食運営管理費の主な内容は燃料費であることに関連して、現在、ほとんどの学校給食が自校方式となっており、直営の場合は多額の経費が掛かると聞いている。自校方式のまま民営化している学校も多くなっているが、本市の今後の学校給食の方式についての考え方は。
- △ 本市では、これまで、センター方式、自校直営方式、自校民営方式という三つの方式を採用している。最も重要なのは、安心して食べることができるおいしい給食を提供することと考えており、それぞれの経緯を踏まえながら、今後も適切に対応していきたい。

【議案第 111 号のうち、清水町共同調理場解体事業費及び解体事業全般について】

- 清水町共同調理場解体事業費における 4,112 万円の減額補正の内容は、本市の公共施設全体の解体計画のバランスを見ながら、今回は清水町共同調理場の解体事業

を一時見送ったとのことだが、平成 31 年度には必ず、解体に着手してもらいたい
と考える。見解は。

- △ 清水町共同調理場の解体費用については、平成 31 年度も予算要求していきたい。
- 今回、清水町共同調理場の解体を一時見送ったとのことだが、議案書の「債務負担行為の補正」には記載がなかった。この理由は。
- △ 公共施設の解体は計画的に実施しているが、昨今、解体事業費に係る予算の補正が続いたことや、学校への空調設備整備の関係で市債発行額が膨らんだことなどにより、今回は清水町共同調理場の解体を見送った。清水町共同調理場解体事業費については、教育委員会からは予算要求されているが、平成 31 年度における本市の公共施設全体の解体計画等も踏まえ、個々の施設の解体時期は予算査定の中で決定していきたいと考えており、今回、「債務負担行為の補正」には計上していない。
- 清水町共同調理場について、アスベスト含有調査は実施しているのか。
- △ 既に完了している。
- 他の学校施設等について、アスベスト含有調査の実施状況は。
- △ 教育委員会が所管する施設について、アスベスト含有調査はいずれも完了しており、調査完了後も、毎年、必要に応じて点検も実施している。もし当該施設の解体を要する事態になれば改めて調査することになるが、通常使用している範囲においては「問題なし」との結果を得ている。
- 特に、教育施設の場合、「アスベストが外部に露出していないから大丈夫」とは限らない。一定のアスベスト含有調査を実施したうえで、「アスベストは外部には露出していないが施設には含まれている」との理解があるかないかでは、状況が大きく異なる。「より詳細に調査したら、やはりアスベストは含まれていた」という自然休養村のような事態があつては、市債が膨らむという誤算が起きると考えるが、見解は。
- △ アスベストに関する調査については、これまでも適切に対応してきており、特に報告すべき問題点はない。
- 清水町共同調理場には、アスベストは含まれていないとの認識で相違ないか。
- △ 平成 30 年度に実施した調査結果から、「問題なし」と考えている。

【議案第 111 号のうち、債務負担行為の補正について】

- 平成 31 年度に向け、年度を跨る時期の運営をスムーズにするため、施設保守管理等業務委託（市庁舎、道路施設・公園等）に係る債務負担行為の補正が 1 億 4,080 万円を限度額として計上されているが、市庁舎や道路施設、公園等は、様々な補修が必要とされている。本当にこの金額で対応できるのか。
- △ 年間を通して業務委託契約を締結している各案件について、平成 31 年 4 月 1 日からスムーズに稼働させるため、30 年度から契約等の事務を行うための費用として計上している。年間の管理費は、毎年、ほぼ定額で対応しているが、新たに大きな修繕等の必要性が認められた場合には、別途増額することもあり得る。
- スムーズな運営を要望する。（要望）

【議案第 123 号について】

- 全体法人数は。また、そのうち法人市民税の均等割のみの法人数は。
- △ 平成 29 年度実績では、全体の法人数が 4,817 社。うち、均等割のみの法人数は 2,672 社である。
- 1 号法人の企業数は。また、そのうち均等割のみの法人数は。
- △ 法人総数 4,817 社のうち、1 号法人は 3,151 社である。また、均等割のみの法人数 2,672 社のうち、1 号法人は 2,027 社である。
- 法人市民税について、法人全体の 4,817 社のうち、5 割強が法人税割を払えず、均等割しか払えない状況とのことである。特に 1 号法人は、3,151 社のうち、法人税割が払えない法人は 6 割以上である。この現状は、中小零細法人が厳しい状況にあることの証明である。この状況下で、均等割の税率を、標準税率の 1.2 倍である制限税率へ引き上げることになれば、中小零細法人にとっては 5 万円から 6 万円という 20%の増税となり、大きな打撃となる。さらに、2019 年 10 月からは消費税が 10%に増税される厳しい状況だが、今回の措置について、中小零細法人の理解は得られると考えているのか。
- △ 今回の措置については、法人税割の引き下げに伴い減収が見込まれることや、県内他市では既に制限税率であることが背景にあり、安定した税財源の確保のためをお願いするものである。1 号法人の場合は、年額 1 万円の負担増となる。法人が事業を行う際は、様々な行政サービスを受けておられることから、法人にもその費用負担を広く均等をお願いするものであり、応益性や負担の公平性の観点から、ご理解いただきたい。
- 今回の条例改正では、法人税割の税率引き下げによって、約 4 億 2,300 万円の減収となる一方、均等割の制限税率への税率引き上げにより、約 1 億 1,000 万円の増収となる。合算すると、約 3 億 1,000 万円の減収になるが、この減収分は、普通交付税で補填されることを期待してよいのか。
- △ 一定程度は地方交付税で措置されるものと考えている。
- 一定程度とは具体的にどの程度か。
- △ 国では、地方税の偏在の解消に向けた取り組みを行うと聞いているが、まだ全体像は見えない状況であるため、こういった形で地方交付税に反映されるか明らかになった時点で、改めて説明したい。
- この点は重要なポイントである。法人税の負担が引き下げられ、大企業は巨大な富を得ている。財務省による 2017 年度の法人企業統計では、資本金 10 億円以上の大企業について、内部留保が 425 兆円まで膨れ上がっており、これは正にアベノミクスの恩恵である。一方、中小零細法人は法人税割を払えないどころか、均等割も 20%アップされ、誰が見ても不公正と思われる。本市の地域経済を支えてきた圧倒的多数の中小零細法人に対する理解は得られない。ましてや、減収分についての交付税措置が極めて曖昧であり、これでは全く理解は得られないと考えるが、見解は。
- △ 安定した税財源の確保という点で、行政サービスを維持していくためにご理解いただきたい、各団体を回っているところである。
- 団体を回った結果、理解は得られたのか。

△ 多くの企業で負担をお願いすることになる。こちらから出向いた際には、「仕方がない。」との声や、行政サービスを提供しなければならない立場を理解され、「しっかりと周知を図ったうえで実施してほしい。」との声があった。今後は、法人に向けた申告書送付の際、リーフレットを折り込んでお知らせするとともに、市広報紙や民間団体の会報誌等にも掲載して周知を図りながら、協力を求めている。公平性、応益性の観点からも、ご理解願いたい。

○ 本市の法人市民税の均等割は、今日まで標準税率が維持されてきたが、その理由は。また、企業からは「仕方がない。」との声があったとのことだが、私が実施したヒアリングでは、「困る。何とかしてほしい。」との声が圧倒的であった。国に対し、国と地方間の税源の配分を是正し、地方財源を拡充する方向で対応するよう要望してもらいたい。また、本件を本市の重点要望とし、全国市長会を通じて、交付税措置がなされるよう要望してもらいたい。地方経済を支える中小零細法人が増税となり、地方自治体が減収になるにもかかわらず、交付税措置がなされなければ、地方の理解は得られないと考えるが、見解は。

△ 首都圏等、大都市における地方法人課税の偏在は、一般的に認識されているところである。国でも議論されており、今回の税制改正で偏在是正が明らかになると思われる。全国市長会等を通じての要望はこれまでも行っており、今後も続けたい。標準税率を維持してきた経緯については、本市は、昭和 50 年代において標準税率としていたと記憶している。一方、他市町村では、かなり古くから制限税率となっている状況がある。地方税においては、地域差があるのは好ましくないという観点がある。これまで、消費税増税に伴い法人税率を見直した中でも、法人を応援する観点から、何とか標準税率に抑えてきた経緯があるが、今後も増大する財政需要に対応するため、本議案を上程した。

○ 法人市民税の均等割について、減免対象はどのように定められているのか。また、分かる範囲で、過去において法人市民税の均等割の減免実績はあったのか。もしあれば、その件数は。また、中小零細法人に対する減免制度の周知方法は。

△ 減免は、市税賦課徴収条例に基づき対応している。中小零細法人における法人市民税の均等割の減免については、近年は実績がないと認識している。減免は公益法人等が対象となるため、一般の企業は基本的に減免対象とはならない。均等割の周知については、法人ごとに申告書を送付する際、今回の経緯についてリーフレットを封入する。

○ 他の自治体では休眠会社を減免対象としている例もあると記憶しているが、本市ではどうか。

△ 休眠会社は実際には減免対象とならない。そもそも休眠会社からの申告書及び減免申請書自体が届けられておらず、手続きはされていない。

【議案第 123 号に関連した滞納処分の実績について】

○ 法人市民税の滞納額は、直近年度で約 300 万円であったと記憶しているが、実際はどうか。また、差押などの滞納処分は、どのような状況なのか。差押については、国税徴収法によって、業務に欠くことができない器具等は差押が禁止されている。

国税徴収法は地方税にも準用されるが、本市では厳格に適用されているか。

- △ 平成29年度の滞納額は約300万円であった。滞納については、国税徴収法により、法人に限らず、差押禁止財産が規定されている。地方税法では、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとしており、本市の滞納処分においても準用している。差押に至るまでは、財産調査による正確な納付資力の把握に努めており、生活の保障や企業の運営等に十分配慮して、差押金額を決定している。差押は最終手段であることから、納付が困難な場合には、法人、個人にかかわらず電話や窓口でご相談いただき、生活実態に係る書類の提出等により、実態に応じた納付計画を立てるなど、きめ細やかな対応を行っている。法人のみならず、日頃から税への理解を深めてもらえるよう対応しており、今後も継続していきたい。
- 他県では、差押禁止財産が差し押さえられ、自殺に追い込まれた例がある。国税徴収法は、「息の根を止めてはいけない」という法律である。国税徴収法が厳守され、悲惨な事態が絶対起きないように、お願いしたい。(要望)
- 実際に差押はあったのか。
- △ 法人としての差押件数は、平成28年度は1件、29年度は2件であり、内容は預金の差押である。差押は最終手段であり、そこに至るまでにはそれぞれ経緯がある。納付資力があると判断された場合は、予告通知を送付している。その時点で、法人から納税相談に訪れ、自主納付につながるケースも多い。納税相談の際は、決算報告書等を持参いただき、どのように納税していくかについて協議している。今後とも、滞納処分においては個別具体の実情に十分配慮しながら、税負担の公平性を保つため、厳正かつ的確に行っていきたい。
- 平成28年度及び29年度の法人の差押実績において、差押禁止財産は含まれているのか。
- △ 差押禁止財産は、当然除いている。業務の継続が基本になっているため、業務に支障を及ぼす差押は行っていない。
- 県外では、本来押さえてはならない物件を押さえたために、悲惨な事態を生んだ例がある。これを十分に踏まえ、中小企業の存続について留意してもらいたい。(要望)

〔討論〕

(議案第111号のうち本委員会所管分に賛成の立場から)

- 小・中・特別支援学校へのエアコン設置に対する努力について、評価する。学校現場の期待に応え、子どもたちの健康を守るという見地から、一日も早く、小学校においてもエアコンが設置されるよう努力してもらいたい。

(議案第123号に反対の立場から)

- 法人市民税の均等割の引き上げは、中小零細法人にとっては重大なダメージとなる。ましてや、今回の税制改正によって、大幅な減収が想定されるにもかかわらず、その減収分が地方交付税で措置されない懸念もある。本市のみならず、地方自治体

の税源確保の観点でも由々しき事態である。全国市長会等を通じて、税制改正による減収に対する交付税措置について、国に強く要望してもらいたい。

2 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔総務部〕

。租税教室における税務職員の講師派遣について

〈 委員から次のような質疑があった。 〉

【租税教室の内容について】

- 「租税に関する正しい理解」とは、どのようなことを指すのか。
- △ 税を徴収する趣旨やその使用目的などを含め、税の大切さや納税意識の啓発を図ることを指す。
- 日本国憲法における租税のあり方は、生活費非課税かつ累進課税を原則とする。これは、戦前の教訓を踏まえた、戦後の租税民主主義の基本である。この点については、現場で教育されることになるのか。
- △ 対象が小学生であるため、「税の大切さ」が主な内容になる。
- 租税は日本国憲法が立脚点である。その原則は、戦前の教訓を踏まえ、生活費には課税しないこととしている。また、税とは強い者が多く負担して、弱い者の負担は少ない超累進課税が基本である。現在は小学生であっても、将来は立派な社会人に育っていくわけであり、小学生の頃から、憲法に基づいて税のあり方の基本を学ぶべきと考えるが、見解は。
- △ 見解に相違はない。日本国憲法に基づくものであることは当然申し上げている。今回の租税教室は、税の使われ方や税の大切さ、納税の必要性について、小学生の頃から教えることを目的としているものとしてご理解いただきたい。
- 教材として使用する租税教育用副読本の内容は重要である。日本国憲法に立脚した教育がなされるよう、内容を精査すべきである。後ほど資料として受領可能か。
- △ 資料として提供可能である。

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔教育委員会〕

- (1) 高岡市教育将来構想検討会議の中間とりまとめ「今後 10 年を見据えた高岡市における小中学校の配置の基本的な方向について（骨子案）」について
- (2) 小中一貫・連携教育推進事業の取り組み状況について
- (3) 平成 30 年度 小中学校における体育・文化活動の主な表彰実績

〈 委員から次のような質疑等があった。 〉

【小・中学校の再編統合について】

- 高岡西部中学校区での市民懇談会に実際に参加したところ、PTAや地域住民からは、小学校の再編統合について前向きな意見を含め、多種多様な意見が出されていた。方向性が出た場合は、もう少しスケジュールを明確に示してもらいたい。また、実際に統合した後は、小学校の跡地利用やスクールバスなどの通学への手当ての問題もある。今回、全中学校区を一巡した後は、平成 30 年度内にもう一巡、説明会を開催する方向であるとのことだが、再編統合の全体の方向性は、31 年 3 月までには示すことは可能なのか。また、実際に統合となれば、多額の予算立てが必要となる。この教育将来構想検討会議は、今後 10 年間を見据えたものとのことだが、10 年で再編統合は全て完了するのか。基本となる考え方は。
- △ 高岡西部中学校区での市民懇談会では、2022 年 3 月に閉校する高岡西高校の校舎を活用して、学校の伝統も引き継ぎながら新しい統合小学校とし、将来的には小中一貫校とする方向性について、参加者からはぜひ進めてほしいとの意見を多数頂戴した。今後は、平成 31 年 1 月までに全 12 中学校区で市民懇談会を開催したい。そこで出た意見を教育将来構想検討会議に報告し、一定の方向性を取りまとめてもらい、答申を得ることとしている。それを受け、31 年 2 月に市長との総合教育会議を開催したい。さらに、31 年 3 月までに改めて固まったことを検討会議に報告し、理解を得たいと考えている。また、新しい学校の整備には予算も掛かるため、長期的スパンにはなるが、財政当局と順次調整を図りながら、実現に向けて取り組んでいきたい。進めるに当たっては、地域住民や保護者の理解が最優先と認識しており、遅滞なく報告・協議等の場を設けたい。理解を得た地域においては、可能な限り早期に実現できる方向で準備を進めたい。また、通学距離が長くなる子どもの手当てについては、通学バスも含めた配慮について、改めて相談していきたい。10 年間という長期の見通しの中で、皆様の理解を得ながら、着実に形を作っていく方向で取り組んでいきたい。
- 先日の市民懇談会では、再編統合と小中一貫教育は併せて行うとの説明があったが、現在の 6－3 制を基本とするのか、あるいは 4－3－2 制とするのか。地域住民に対しても、これを明確に示す時期が必要と考えるが、見解は。
- △ 小中一貫教育における学年の区切りについて、現時点では、現在の 6－3 制を基本としながら、9 年間を一つの区分として、カリキュラムを組んでいく方向を考えている。一方の 4－3－2 制は、中学校につながる小学校 5・6 年生の高学年と中学校 1 年生を一つの区切りとする考え方である。これは、子どもたちの成長が早期化し、思春期が前倒しになっている時期に合わせ、小学校から中学校へのつながりをよりスムーズにする趣旨で、提案されている考え方である。しかしながら、小学校と中学校の卒業・入学の区切りが無くなり、メリハリがなくなるという指摘もあることから、まずは、基本である 6－3 制を活かしながら、9 年間を一体として、全教職員で、子どもたちの成長を切れ目なく応援していく方向を考えている。
- 「今後 10 年を見据えた高岡市における小中学校の配置の基本的な方向について

(骨子案)」に掲載されている義務教育学校の施設形態における 100 校の回答の中で、「施設一体型」では、6－3 制が 18%に対し、4－3－2 制は 57%である。また、「併設型」では、6－3 制が 33%に対し、4－3－2 制は 34%と記載されている。いずれも 4－3－2 制の方が高い割合を示す中、本市は敢えて 6－3 制を選択するとのことだが、いずれ 4－3－2 制に変えていく考えは持っているのか。

- △ この制度自体は、平成 27 年に法整備され、28 年から新たに導入できるようになった仕組みである。本市では、まずは 6－3 制でスタートすることを考えており、6－3 制の趣旨を活かしながら実践を重ねていく中で、より 4－3－2 制が望ましいということになれば、柔軟に対応していくことが、教育のあり方だと考えている。
- 過日の高岡西部中学校区の市民懇談会では、学校再編について、大勢が賛成・促進との意見だったとのことだが、仄聞したところでは、地域によっては絶対に賛成できないとの意見もあると聞いている。徹底した議論と住民合意が基本であり、そのために地域を回るわけだが、こうした合意を十分行わなかったために頓挫した例も県外では数多いと聞く。住民合意のための努力について、その方向性は。
- △ 住民合意は最優先課題と考えており、今回も骨子案が固まった段階で、まずは地域住民に説明することが必要と考え、市民懇談会を開催している。PTAや自治会役員等はもちろん、議会に対しても、機会を設けて丁寧に説明したい。

【小中一貫教育の推進の前提となる教員の働き方改革について】

- 骨子案の冊子には、「持続可能で質の高い教育の実現に向け、新たな一步を踏み出す」との記載があるが、正にその通りである。その前提として、教員の働き方改革を成功させる必要がある。文部科学省の調査によると、精神疾患による休職者は、1989 年の 1,037 名に対し、2015 年は 5,009 名で約 5 倍、小学校教員 1 人当たりの月平均の残業時間も、1966 年の 2 時間 30 分に対し、2016 年は 24 時間 30 分で約 10 倍に増加している。現場では、ゆとりを持って子どもたちと向き合うことはできないという悲痛な声がある。これを打開するためには様々な方策があるが、第一に優先すべきは教員の定数増である。また、第二点目として、学校現場では様々な業務があるが、不要不急の業務を削減・中止することも強調したい。例としては、学力テスト対策の補習の中止や研究事業の指導案の簡略化、朝マラソンの中止などが挙げられる。加えて、部活動指導の過重負担の問題がある。これらについて、同時並行で改善策を講じないと、スムーズな小中一貫教育の推進にも支障を来すと考えるが、見解は。
- △ 元気で活力ある学校とするためには、指導に当たる教員が元気であることが大前提と考えている。国は働き方改革を提唱しているが、定数改善は進んでいない。これについては、教育長の協議会等を通じて、継続して国へ要望している。まずは、国が教員定数をしっかり確保することが基本と考えている。市単独でも手当では行っているものの限界があるため、継続して国へ働き掛ける機会を設けたい。また、教職員の業務見直しや部活動の過重負担問題等については、教育委員会としても取り組んでいる。これまでは、小学校と中学校がそれぞれ分かれていたが、9 年間の一つのスパンの中で、限られた人員ではあるが、教職員全員が総力を挙げて子ども

たちに対応することにより、仕事の分担もこれまで以上に整理可能となる。部活動の過重負担の問題についても、スポーツ少年団との連携や地域の指導者、地域住民の支援を得ながら、学校が元気になるよう支えていくことが重要である。そのためには、地域住民の協力は欠かせない。地域抜きに学校はないと認識している。

3 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第 104 条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

4 その他

○ 次回の常任委員会の開催について

平成 31 年 1 月 31 日（木）午前 10 時に開催することが報告された。

〈 委員から次のような質疑等があった。 〉

【外国人児童生徒への日本語教育等について】

○ 本市における外国人児童生徒への日本語教育については、本市独自の努力を続けてきたと聞いているが、小・中学校における外国人児童生徒の在籍状況と、日本語教育の取り組みの現状は。また、射水市では、現場が大変な状況であるとして、県に支援を要請したと仄聞している。この問題は、国の関与・支援がないと解決は難しいと思われるため、国に対し、支援を働き掛けるべきと考えるが、見解は。

△ 平成 30 年度における小学校の外国人児童数は 129 名で、うち日本語指導を必要とする児童は 84 名である。また、中学校の外国人生徒数は 48 名で、うち日本語指導を必要とする生徒は 22 名である。各学校での課題は、日本語が話せないために日本語そのものを教えることや、日本語での授業が理解できないことに伴う学力補充であり、その部分については、外国人相談員や教員等が指導に当たっている。外国人児童生徒に対する教育については、本市はこれまでも先進的な取り組みを実施している。外国人相談員等の派遣を県に要請しているほか、市独自でも派遣するなど、県・市を併せて取り組んでいる。今後、国の制度改革により外国人相談員の増加も見込まれるため、国の動きを注視しながら積極的に対応することが重要と考えている。

○ 外国人児童生徒について、いじめや不登校の事例は報告されているか。

△ 外国人の児童生徒を巡っては、生活習慣等の違いからトラブル等があったとの報告は受けている。いじめ等については、個別の案件までは把握していないのが実情である。保護者が日本語を話せない場合もあるため、学校でトラブル等があった場合には、学校からの要請に応じて外国人相談員等を臨時配置するなどして対応している。

【職員定数の削減と災害発生時の危機管理体制について】

- 財政健全化アドバイザー会議から「高岡市の財政健全化に向けた意見」が示された中で、総人件費の圧縮として、「(財政健全化緊急プログラムの) 期間中に 70 人を超える職員数の削減」の確実な実施について言及されているが、この 70 名の根拠は。また、近年は自然災害が多く発生しており、職員数の削減が、危機管理体制の脆弱性を提示する結果になり得るものと懸念する。東日本大震災発生後、現地の行政関係者からは、「行財政改革のツケが回ってきた。職員が疲弊して対応できない。」との話を聞いた。災害時にこそ、職員定数削減の問題が矛盾として出てくる。70 名の削減については、慎重に対応しなければ、災害時に十分な対応ができない恐れが出てくると考えるが、見解は。
- △ 災害発生時には職員が参集することになるが、職員の中に被災する者も出てくると思われる。災害発生時に備えて、全庁的な職員体制や、業務が継続できる体制を整備しているところである。職員には、参集メールで参集可否を問い合わせることとしており、災害には全庁体制で対応したい。財政健全化緊急プログラムにおける職員数削減 70 名超の設定根拠は、平成 27 年度から既にスタートしている行財政改革アクションプランにおいて 5 年間で 70 名を超える削減を掲げており、5 年間の財政健全化緊急プログラムの期間でも、同程度の人員削減を目指すこととして設定している。

【受益者負担の考え方について】

- 受益者負担について、住民には受忍限度がある。使用料・手数料の見直しは、慎重に進めてもらいたいと考えるが、平成 31 年度に向けた考え方は。
- △ 使用料・手数料の見直しに当たっては、持続可能な行財政運営を目指すうえで、受益者負担をしっかりと認識してもらいたいとの思いがある。施設に係る経費などを分かりやすく「見える化」して、使用料の現況を示しながら見直していきたい。具体的な見直し時期と考え方については、現在、内部で検討しているところであり、31 年 1 月には提示したい。

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔市長政策部〕

- (1) 万葉線アイトラム故障による「新吉久電停」相互乗り入れ運行について
- (2) 「ドラえもんトラム」プラレールの販売開始について

〈 委員から次のような質疑等があった。 〉

【アイトラム故障への対応について】

- 故障の原因は「車軸受けの不良」とのことだが、日頃の点検体制は十分なのか。どのような専門検査員がどれほどのスパンで車両の点検を実施していたのか。
- △ 万葉線株式会社では、軽微なものに係る日常的な点検については、3 日に 1 回の

実施を心掛けている。また、車庫に入ってから法定点検も、3カ月に1回（1日）から、3年・6年に1回（1カ月）まで、点検箇所や重要部位の分解の程度に応じて実施している。今回の「車軸受けの不良」については、法定点検のメニューに含まれていない部位と聞いている。現在、メーカーが分解して、確認しながら調査を行っていると言っている。

- 過去において、寒さのために転轍機が不具合を起こす事例があった。今後の時季は、特に寒さによる不具合が発生する可能性もあることから、その点も留意するよう、市から万葉線株式会社に伝えてもらいたいと考えるが、見解は。
- △ 万葉線の運行については、安全安心が第一である。お客様に対する利便性はもとより、安全安心の下で、運行に留意されるよう要請したい。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

総務文教常任委員会 当局説明員（27名）

市長政策部長	福 田 直 之	会計管理者 会計課長	山 田 晃
市長政策部政策監 次長	赤 阪 忠 良		
都市経営課長 移住・定住推進室長	柳 原 隆	教育長	米 谷 和 也
広報情報課長	新 田 泰 弘	教育次長 参事	柴 田 文 夫
文化創造課長	大 野 洋 靖	教育次長 学校教育課長	高 松 毅
総合交通課長	上 田 浩 樹	教育総務課長	藤 田 辰 昭
秘書課長	上 森 智 美	生涯学習・文化財課長	杉 森 芳 昭
		スポーツ課長 東京オリンピック・パラリンピック推進室長	山 本 明 宏
総務部長 選挙管理委員会事務局長	二 塚 英 克	福岡教育行政センター所長	中 井 奈 津 子
総務部次長 参事	梅 崎 幸 弘		
総務部次長 総務課長	戸 田 龍 太 郎	監査委員事務局長	堂 故 真 二
総務部次長 納税課長	古 川 京 子		
総務課 危機管理室長	山 森 久 史		
人事課長	長 谷 川 聡		
人事課 経営管理室長	新 田 裕 子		
財政課長	長 久 洋 樹		
管財契約課長	竹 沢 修		
市民税課長	永 井 正 之		
資産税課長	上 口 裕 之		